



埼玉県報

第 2870 号
平成 29 年(2017 年)
1 月 31 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県種苗審議会規則の一部を改正する規則（生産振興課）

告示

- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告（広聴広報課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 荒川中部土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）

- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 県道所沢青梅線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道所沢青梅線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 28 大委第 2 - 2 号大久保浄水場監視制御システム点検業務委託に関する契約相手方等の公示（水道管理課）
- 28 行委第 451 号行田浄水場監視制御システム点検業務委託に関する契約相手方等の公示（水道管理課）
- 28 新委第 2 - 4 - 1 号新三郷浄水場監視制御システム点検業務委託に関する契約相手方等の公示（水道管理課）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（経営管理課）

正誤

- 埼玉県川越建築安全センター所長告示第 85 号中訂正（川越建築安全センター）
- 埼玉県川越建築安全センター所長告示第 86 号中訂正（川越建築安全センター）
- 埼玉県川越建築安全センター所長告示第 87 号中訂正（川越建築安全センター）
- 埼玉県川越建築安全センター所長告示第 160 号中訂正（川越建築安全センター）
- 埼玉県川越建築安全センター所長告示第 161 号中訂正（川越建築安全センター）

規 則

埼玉県種苗審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二号

埼玉県種苗審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県種苗審議会規則（平成十六年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,240千部×12回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だよりの」を一時保管する場所を確保できること。

- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 五味、山本 電話048-830-2853（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 平成29年3月27日（月）午後5時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 平成29年3月22日（水）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額） $\times 2,240$ 千部 $\times 1.08 \times 0.05$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの

発行回数に乗じて得た額の合計額) × 2,240千部 × 1.08 × 0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成29年3月1日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年2月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成29年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,240,000 copies twelve times per year
- (2) Time-limit for tender: 5:15 p.m. 27, March, 2017. (tender submitted by mail 5:00 p.m. 22, March, 2017)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2853

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

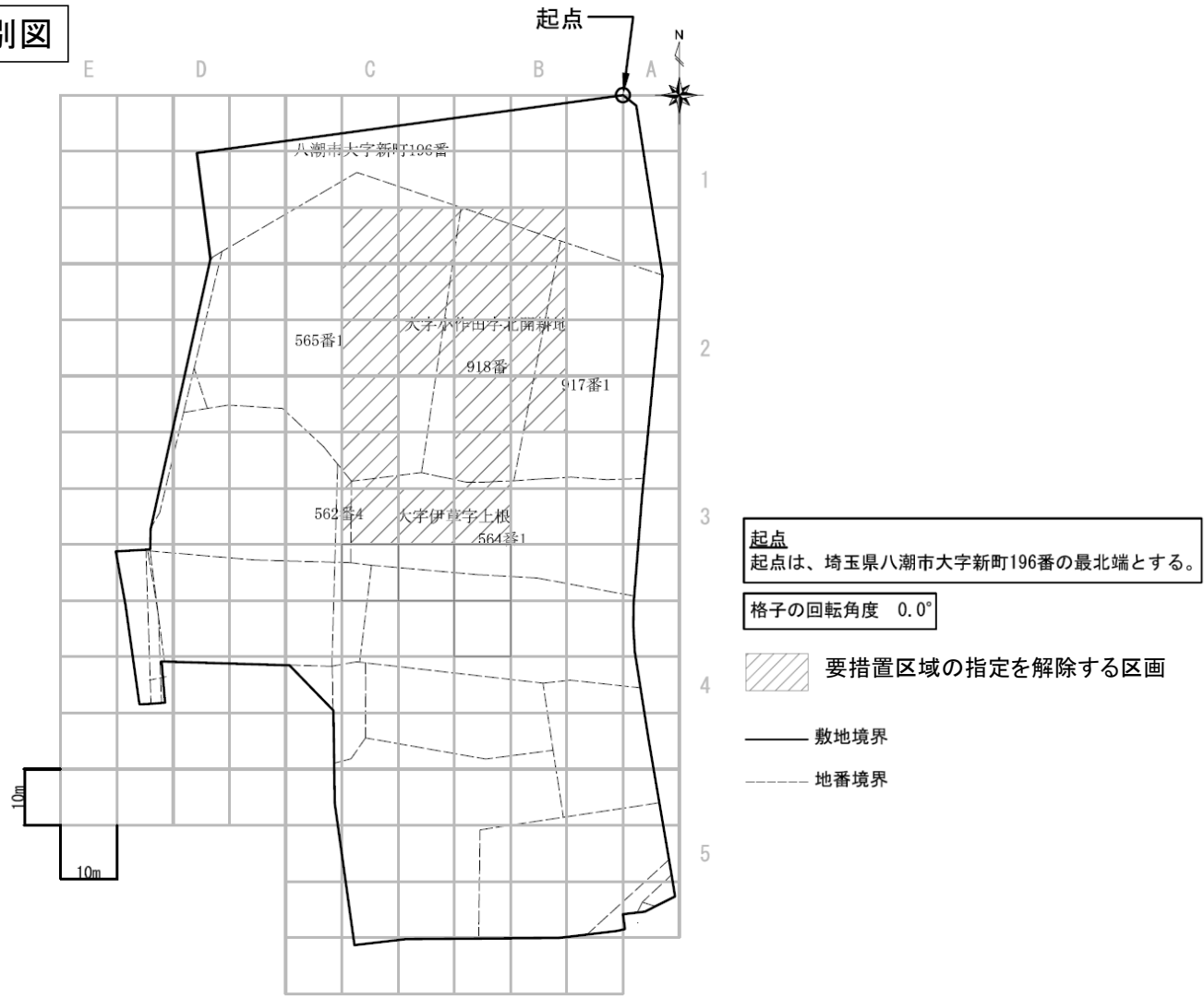
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第六百六十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
 - 二 別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十二番四の一部、五百六十四番一の一部、五百六十五番一の一部、大字新町百九十六番の一部、大字小作田字北開耕地九百七十一の一部、九百十八番の一部）
 - 三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - 四 シス―一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
 - 五 講じられた指示措置等
- 汚染土壌の撤去

別図



告 示

埼玉県告示第四百四十六号

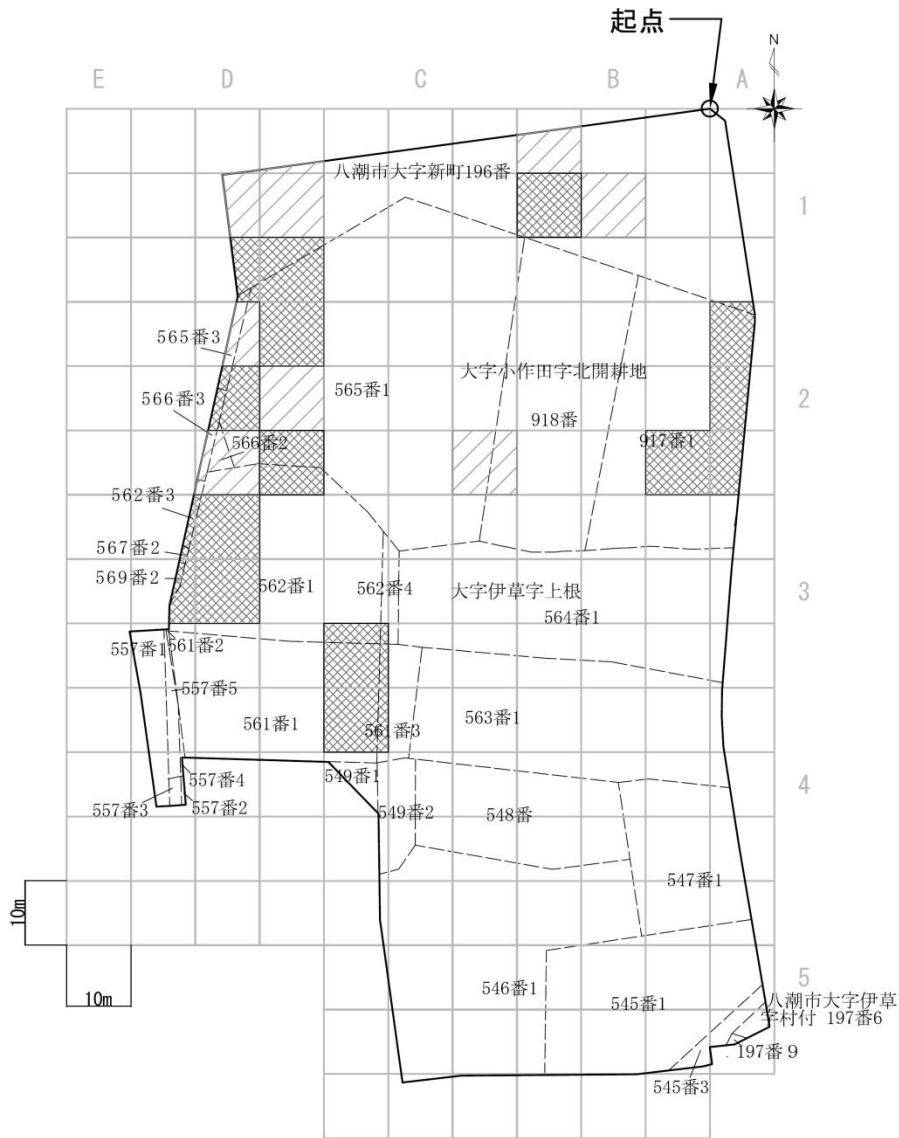
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第六百十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十二番一の一部、五百六十二番三の一部、五百六十五番一の一部、五百六十五番三の一部、五百六十六番二の一部、五百六十六番三の一部、大字新町百九十六番の一部及び大字小作田字北開耕地九百十八番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



別図



起点
 起点は、埼玉県八潮市大字新町196番の最北端とする。

格子の回転角度 0.0°

-  : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
-  : 形質変更時要届出区域の指定を継続する区画
 (ふっ素又は砒素基準不適合区画)

-  敷地境界
-  地番境界

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百四十五番一、五百四十五番三、五百四十六番一、五百四十七番一、五百四十八番、五百四十九番二、五百五十七番一、五百五十七番四、五百五十七番五、五百六十番五、五百六十一番一の一部、五百六十一番三の一部、五百六十二番一の一部、五百六十二番四の一部、五百六十三番一、五百六十四番一、五百六十五番一の一部、五百六十六番二の一部、大字伊草字村付百九十七番六、百九十七番九、大字新町百九十六番の一部、大字小作田字北開耕地九百十七番一の一部及び九百十八番）

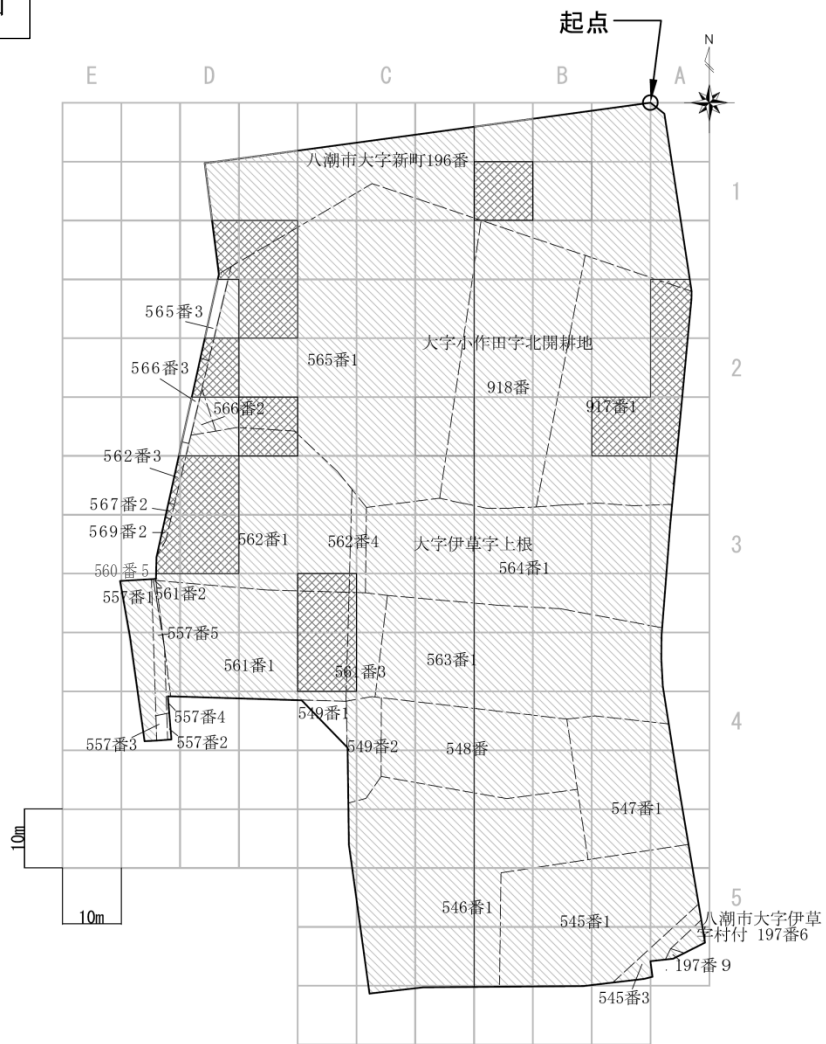
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域


別図のとおり（一の区域と同じ）


別図



起点
 起点は、埼玉県八潮市大字新町196番の最北端とする。

格子の回転角度 0.0°

 : 形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）に指定する区域

 : 形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）

—— 敷地境界

- - - 地番境界

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
はんだ整形外科	医療法人 はんだ 整形外科	鶴ヶ島市新町二―二 ―一二	平成二十八年十二 月一日
初野医院	初野 健人	入間郡毛呂山町長瀬一 八五〇	平成二十八年十二 月一日
かすかべ整形	遠田 泰平	春日部市粕壁東二―一 ―三五	平成二十八年十一 月二十四日
医療法人 信樹会 西島消化器・内科ク リニツク	医療法人 信樹 会	所沢市東狭山ヶ丘一― 二七―二〇	平成二十八年十二 月一日
宮崎整形外科医院	医療法人社団坂戸市薬師町一〇―二 志洋会	三	平成二十八年十一 月一日
木原医院	医療法人 會	熊谷市肥塚一―一三― 一	平成二十八年十二 月一日
中央脳神経外科	医療法人 會 恂尚	熊谷市中央一―一四二	平成二十八年十二 月一日
三芳歯科医院	北村 芳嗣	入間郡三芳町藤久保三 一一―九	平成二十八年十一 月十九日
ひかり歯科クリニック	浅賀 知記	八潮市南川崎八三四― 一	平成二十八年十二 月七日

小島歯科医院	小島 一郎	春日部市西宝珠花二一 三	平成二十八年十月 一日
とよはる歯科	櫻田 正裕	春日部市上蛭田一六二 一	平成二十八年十二 月一日
ニコデンタルクリ ニック	医療法人社団 n i c o	川口市栄町三一五 川口ミツワビル三F	平成二十八年十二 月一日
れおファミリー歯 科	渡邊 麻衣	川口市東川口三 五 コンフォルト東川口 二階	平成二十九年一月 一日
医療法人社団大 伸会 つるせ三国 歯科	医療法人社団 大伸会	富士見市鶴瀬東一 一六 兵藤ビル二階	平成二十八年十二 月一日
トール歯科クリ ニック	医療法人社団 咲樹	富士見市水谷東二 一四	平成二十八年十二 月一日
フラワードENTAL オフィス・フラワ ー歯科	医療法人 フラワ ース	加須市花崎一 三 二九 一	平成二十八年十月 一日
じんてん歯科	栗原 大洋	朝霞市西弁財一 二一 一五〇 一	平成二十八年十二 月十五日
ウエルシア薬局 小川町店	ウエルシア薬局株 式会社	比企郡小川町小川 一 四三六	平成二十八年十二 月九日
ひかりの薬局	有限会社 屋 木村	鶴ヶ島市新町二 一〇 二二	平成二十八年十二 月一日
ひまわり薬局 中 央店	中有限会社 アイ・イー エム・	北本市中央一 一五二	平成二十九年一月 一日

みらい薬局 東間 店	株式会社 みらい	北本市東間七二四〇	平成二十九年一月一日
富士薬局 錦町 店	立川調剤株式会 社	蕨市錦町二二〇一三	平成二十八年十一月一日
ウエルシア薬局 ときがわ玉川店	ウエルシア薬局株 式会社	比企郡ときがわ町玉川一 一六五一	平成二十九年一月五日
鳩ヶ谷駅前薬局	有限会社 ひまわ り薬局	川口市坂下町一〇二一 四	平成二十八年十二月一日
柿沼薬局東2丁目 店	柿沼 聡	久喜市栗橋東二一六一 三	平成二十八年十二月一日
けやき薬局 松原 店	有限会社 ひまわ り薬局	草加市松原二二一六	平成二十八年十二月一日
けやき薬局 松江 店	有限会社 ひまわ り薬局	草加市松江一〇二五 三 サンパティークⅢ 一 〇四	平成二十八年十二月一日
訪問看護ステーシ ョン コスモス	合同会社 コスモ	比企郡嵐山町むさし台一 一五一 バンバハイッ 二〇五	平成二十八年九月二十九日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
川崎 秀一				
		至誠堂整骨院	さいたま市浦和区北 浦和五一五―四五 二〇五	平成二十八年十一月二十

村山 未有	相川 哲野	竹内 真希	並木 正義	嶋崎 悠太	渡部 賢人	井上 祐司	神谷 竜司
サージ院熊谷 ハートフル鍼灸マツ	浦和オキドキ治療院	中央ステーション	早快堂鍼灸マツサー ジ院	花小金井南町接骨院	スマイルズ整骨院	いのうえ整骨院	Green Room m 王子整骨院
熊谷市中央二 四五―一〇三	さいたま市桜区 大久保領家五〇 ―五	草加市松原五 五―八 一号	さいたま市南区 沼影一―一 二―A四〇二	東京都小平市花 小金井南町二 一八―三 花小 金井スカイハイッ 一〇二	ふじみ野市大原 一―一三―七 石井ビル一〇三	加須市麦倉一二 〇六一―	東京都北区王子 二―二六―二 ウエルネスオクデ ラヒルズ四F
平成二十八年十一月 一日	平成二十八年十二月 一日	平成二十八年十二月 十四日	平成二十八年八月一 日	平成二十九年一月四 日	平成二十八年十二月 十八日	平成二十八年十一月 一日	平成二十八年十二月 一日

告示

埼玉県告示第百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
訪問看護ステーション コスモス	所在地	久喜市東大輪四一一七	久喜市桜田二一一二

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
佐藤 久典	施術所名称	八條治療院	まごころ治療院 草加店
	施術所所在地	八潮市八條二八三二一七	草加市神明一四一 一九一二〇六
田中 康夫	施術所所在地	八潮市上馬場一〇一 二	八潮市鶴ヶ曾根一四 二九一二五

告 示

埼玉県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 大生会 とよはる歯科	春日部市上蛭田字深田耕地一六 二一―	平成二十八年十一月三 十日
西島消化器・内科クリニ ック	○ 所沢市東狭山ケ丘一―二七―二	平成二十八年十一月三 十日
ひかりの薬局	鶴ヶ島市新町一―七―八	平成二十八年十二月一 日
木原医院	熊谷市肥塚一―一―二二	平成二十八年十一月三 十日
かすかべ整形	春日部市粕壁東二―一―三五	平成二十八年十一月二 十日
いるか薬局	川口市坂下町一―一―二―四	平成二十八年十一月三 十日
初野医院	入間郡毛呂山町長瀬七一八	平成二十八年十一月三 十日
けやき薬局 松江店	草加市松江一―二五―一三 ンパテイクⅢ一〇四	サ 平成二十八年十一月三 十日
はんだ整形外科	鶴ヶ島市新町一―七―一三	平成二十八年十二月一 日
トール歯科クリニック	富士見市水谷東二―五三―四	平成二十八年十一月三 十日
中央脳神経外科	熊谷市中央一―一四―二	平成二十八年十一月三 十日
コスモ薬局 みずほ台	入間郡三芳町みよし台六一―四 ヴィラNS一号室	平成二十八年十二月三 十一日

宮崎整形外科医院	小島歯科医院	ウエルシア薬局 小川町店	富士薬局 錦町店	カジ薬局	科 フイス・フラワー デンタルオ 歯科	けやき薬局	ふくろうの診療所	ドラッグセイムス 熊谷中西薬局	リズム薬局 上福岡店	ニコ歯科クリニック	つるせ駅前歯科
坂戸市薬師町一〇―二三	春日部市西宝珠花二―三	比企郡小川町小川四三二―一三	蕨市錦町二―二〇―一三	狭山市入間川三一四七―三二	加須市花崎北一―一八―二―一階	草加市松原二―二―六	飯能市落合二―七六	熊谷市中西二―九―三六	ふじみ野市上福岡一―三―八	川口市栄町三―五―一川口ミツワビル三階	富士見市鶴瀬東一―一―一六兵藤ビル二階
日 平成二十八年十月三十一	平成二十八年九月三十日	平成二十八年十二月八日	日 平成二十八年十月三十一	日 平成二十八年十二月三十	平成二十八年九月三十日	日 平成二十八年十一月三十	六日 平成二十八年十二月二十	日 平成二十八年十一月三十	一日 平成二十八年十二月三十	日 平成二十八年十一月三十	日 平成二十八年十一月三十

二 指定施術機関

濱道 義勝	氏名			住所
名栗整骨院	名称	所在地		廃止年月日
飯能市上名栗三三二 九一六				
日				平成二十八年十一月十九日

三芳歯科医院	山崎薬局	柿沼薬局東2丁目店	木村外科胃腸科医院
入間郡三芳町藤久保三〇九一三ア 一クメゾン一F	上尾市愛宕一〇一六一四	久喜市栗橋東二一六一三	行田市城西五一九一五
日	平成二十七年六月三十日	日	平成二十八年四月二十三日
平成二十八年十一月十八日		平成二十八年十一月三十日	

告 示

埼玉県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

金子医院				チュールリップ 薬局高野台店	薬局トモズ志 木店	EQUIA朝霞店 薬局トモズ	薬局トモズ小 手指店	名称
蕨市中央四一 一三一二				北葛飾郡杉戸 町高野台東一 六二三	新座市東北二 一三〇一八	朝霞市本町二 一三一一一 EQUIA朝霞一 階	所沢市小手指 町三二一 二小手指ハイ ツS棟	所在地
医療法人社団 健慈会				株式会社 セキ薬品	株式会社 トモズ	株式会社 トモズ	株式会社 トモズ	開設者名
介護予防居宅 療養管理指導	介護予防 訪問看護	居宅療養 管理指導	訪問看護	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	サービスの種類
平成二十八年 十一月一日				平成二十九年 一月一日	平成二十八年 一月一日	平成二十八年 一月一日	平成二十八年 一月一日	指定年月日

飛鳥薬局 江面店		あげおシーエ ス薬局2号店	ほほ笑み	
久喜市江面九 一〇一		上尾市柏座一 一〇一三	三郷市早稲田 一五二一	
株式会社 飛鳥薬局		株式会社 大和桜ヶ丘薬 局	有 限 会 社 ケ ア サ ー ビ ス 三郷	
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	小規模多機能 型居宅介護
平成二十八年 十二月十二日		平成二十八年 八月一日	平成二十八年 八月一日	

告 示

埼玉県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所沢市社会福祉協議会訪問介護事業所			居宅介護支援事業所 しんせつ	ヘルパーステーション まいる	株式会社 ウェルフェア		ヘルパーステーション しんせつ
変更事項	事業所所在地	事業所所在地	事業所名称	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	事業所名称	事業所名称
変更前	所沢市宮本町一―一―二	所沢市宮本町一―一―二	社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会とところざわ在宅介護支援センター	有限会社 ウェルフェア	狭山市入間川三―一―三―三―二―〇―八号室	有限会社 ウェルフェア	有限会社 ウェルフェア	有限会社 ウェルフェア
変更後	所沢市泉町一八六―一―一	所沢市上安松一二二―四―一	所沢市社会福祉協議会訪問介護事業所	株式会社 ウェルフェア	狭山市水野一二四―五―二	株式会社 ウェルフェア	株式会社 ウェルフェア	株式会社 ウェルフェア
サービスの種類	訪問介護 介護予防 訪問介護			居宅介護支援	訪問介護 介護予防 訪問介護	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売	訪問介護 介護予防 訪問介護

ときわ町介護支援 センターひまわり		花かんざし	所沢地域包括支援 センター	
事業所 名称	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業者 所在地
田所町介護支援 センターひまわり	深谷市田所町八 一―二	本庄市万年寺三 一―二―七	所沢市宮本町一 一―二	所沢市宮本町一 一―二
ときわ町介護支援 センターひまわり	深谷市常盤町八二 一―二	本庄市児玉町上真 下三二六―一	所沢市御幸町一 一―六―二〇七―所 沢スカイライズタ ワ―	所沢市泉町一八六 一―一
居宅介護支援		訪問介護 訪問介護 訪問介護	介護予防支援	

告 示

埼玉県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

居宅介護支援事業 所 ウエルケアマネ ジメント春日部	名称
春日部市栄町一―四五 九 日 部 市 栄 町 一 ― 四 五 ク ロ ー バ ー K 二 階	所在地
居宅介護支援	サービスの種類
平成二十八年 十二月三十一日	休止年月日

告 示

埼玉県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

り 通所介護 ひまわり	リハプライド高坂	さくら・介護ステーション 森林公園	社会福祉法人所沢 市社会福祉協議会 とろざわ在宅介 護支援センター	コスモ薬局 みずほ台	名称			
一F 深谷市田所町八一二一	東松山市元宿一六一六	滑川町羽尾四一〇六一 西側 小久保二三男荘	二 所沢市宮本町一〇一	入間郡三芳町みよし台 六一四 一室 ヴィラNS	所在地			
介護予防通所介護	通所介護	介護予防通所介護	通所介護	訪問介護	居宅介護支援	居宅介護支援 療養管理指導	居宅療養管理指導	サービスの種類
平成二十八年 十二月三十一日	平成二十九年 一月三十一日	平成二十八年 十二月三十一日	平成二十八年 十一月三十日	平成二十八年 十二月三十一日	廃止年月日			

告 示

埼玉県告示第百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コッコロ吉川

埼玉県吉川市栄町千五百十九番地外十一筆

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社玉川工産 代表取締役 玉川大樹

千葉県茂原市早野千七十一番地一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十九年一月二十一日

告示

埼玉県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
荒川中部土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所につ
いて、次のとおり届出があった。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小島進	埼玉県深谷市宿根千四百五十六番地二
同	花輪利一郎	大里郡寄居町大字金尾五百七十五番地
同	塚越石夫	深谷市大谷八百九十番地
同	榎本守男	折之口三百三十六番地一
同	久保悦夫	宿根六百十七番地一
同	大澤正昭	折之口千十五番地
同	小林滋幸	大谷千六百五十四番地
同	馬場威	長在家千四百六十三番地二
同	小池孝一郎	武蔵野千八百七十八番地
同	青木正	小前田二千九百六十四番地
同	小林芳範	岡二千五百二十七番地
同	鈴木功	普濟寺千二十番地
同	布施將平	榛沢新田七十六番地
同	内田西二	本郷百八十八番地一
同	鳥羽吉雄	大里郡寄居町大字用土三千七百八十三番地一
監事	笠原國行	深谷市黒田六百六十六番地
同	蛭川竹正	柏合四百二十七番地
同	根岸英男	榛沢新田二百五十三番地一
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	小島進	埼玉県深谷市宿根千四百五十六番地二
同	花輪利一郎	大里郡寄居町大字金尾五百七十五番地
同	塚越石夫	深谷市大谷八百九十番地
同	榎本守男	折之口三百三十六番地一
同	清水廣行	同 人見千五百十二番地二

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
富澤征夫	江原尊司	笠原重貞	木島玉重郎	内田酉二	布施將平	鈴木功	吉田稔	青木正	田島正五郎	馬場威	飯野英男	新井佐一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	深谷市黒田千四百七十一番地	大里郡寄居町大字桜沢千三百五十二番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同
今泉五百三番地	檜合四百三十二番地			本郷百八十八番地一	榛沢新田七十六番地	普濟寺千二十番地	岡二千四百十七番地二	小前田二千九百六十四番地	武蔵野二千三百四十番地三	長在家千四百六十三番地二	大谷百二十八番地	境五百六十二番地一

埼玉県告示第百五十七号

告 示

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在 地	面積（平方メートル）
相関 寅雄	埼玉県加須市根古屋百四十五番地	埼玉県加須市根古屋字向沼五百八十二番一ほか二筆	二、四九〇
荒井 雅明	埼玉県加須市向古河五百十八番地一	埼玉県加須市栄字北高野三千七百八十二番一	七四二
五十嵐 輝光	埼玉県加須市根古屋八十五番地一	埼玉県加須市日出安字新道上六百五十四番	九一三
五十嵐 英夫	埼玉県加須市根古屋四百八十一番地	埼玉県加須市日出安字新道下三百十九番一	一、七九九
五十畑 義一	埼玉県加須市柳生三百七十番地	埼玉県加須市栄字神出二千六百二十番	七九九
江川 博久	埼玉県加須市栄千九百四番地	埼玉県加須市栄字高野三千二百二十七番	一、〇〇一
江田 章司	埼玉県加須市伊賀袋二番地	埼玉県加須市栄字北高野三千七百四十四番	一、九九六

小曾根 正可	小倉 和夫	大森 一也	大谷 寿男	江森 利雄	江原 百合子	江原 武	江原 忍	江原 憲一	江原 明	江田 宏
埼玉県加須市栄二 千三百十九番地	埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市栄二 千三百二十七番地	埼玉県加須市栄二 千百十二番地	埼玉県加須市日出 安二百十六番地	埼玉県加須市日出 安九百四十五番地	埼玉県加須市日出 安九百三十八番地	埼玉県加須市日出 安九百四十五番地	埼玉県加須市上高 柳七百九十一番地	埼玉県加須市日出 安九百六十五番地	埼玉県加須市伊賀 袋四番地
埼玉県加須市栄字 北高野三千六百七 十七番	埼玉県加須市栄字 北高野三千七百二 十八番ほか六筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千七百十 七番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 高野三千二百六十 八番ほか五筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見十一番 ほか十筆	埼玉県加須市日出 安字新道下三百十 二番一ほか六筆	埼玉県加須市日出 安字新道下四百八 十六番ほか十一筆	埼玉県加須市日出 安字新道下五百十 五番ほか十八筆	埼玉県加須市日出 安字上七百五十番 一ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字新道上五百九 十八番ほか七筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千七百六 十五番ほか一筆
一、四〇〇	八、五二〇	一、六五〇	五、九六六	一五、三四七	五、二二六	一〇、八六四	一五、二三六	二、六三七	六、八一九	三、七八四

齊藤 明善	小堀 義徳	小林 孝司	小林 清治	小沼 茂	小泉 明	川島 猛夫	亀田 美知雄	金子 清勝	加藤 繁雄	小田 秀人
埼玉県加須市根古 屋百四十八番地一	埼玉県加須市日出 安八百二番地	埼玉県加須市日出 安八百三十四番地	埼玉県加須市日出 安九百九十四番地	埼玉県加須市上高 柳七百八十二番地 一	埼玉県加須市常泉 百六十三番地	埼玉県加須市柳生 百五十番地一	埼玉県加須市栄二 千三百五番地一	埼玉県加須市栄二 千二百六十二番地	埼玉県加須市栄百 九十八番地	埼玉県加須市花崎 四丁目七番地十九 ドミール・ヒロ二百 三号
埼玉県加須市日出 安字外柵見四十番 ほか四筆	埼玉県加須市日出 安字上七百九十六 番二ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字新道下三百二 十九番一ほか十筆	埼玉県加須市日出 安字新道上六百二 番ほか十六筆	埼玉県加須市日出 安字新道上五百九 十一番ほか二筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百七十 八番	埼玉県加須市栄字 北高野三千八百八 十七番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 高野三千三百五番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 高野三千二百四十 九番一ほか四筆	埼玉県加須市栄字 西田千百五十二番 ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字上六百七十一 番一ほか十一筆
四、六四八	一、一八〇	七、九五三	一三、三〇九	一、九二五	一、〇五七	一、六二八	五、八一九	五、五七五	七、六七三	六、五九〇

嶋村 新二	篠塚 一男	佐藤 充宏	酒巻 秀行	酒巻 重雄	坂庭 政治	斎藤 年一	齊藤 武司	齊藤 昌一	齊藤 茂雄	齊藤 一美
地 安千三百三十一番 埼玉県加須市日出	一 屋六百五十二番地 埼玉県加須市根古	四百七十五番地一 埼玉県加須市飯積	一番地十一 埼玉県加須市正能	安三百七十五番地 埼玉県加須市日出	屋二百八十一番地 埼玉県加須市根古	屋百五十九番地 埼玉県加須市根古	安四百四十八番地 埼玉県加須市日出	六 屋六百三十八番地 埼玉県加須市根古	四百五十五番地十 埼玉県加須市外川	十三 屋六百五十四番地 埼玉県加須市根古
安字新道上六百三十三番一ほか十筆 埼玉県加須市日出	ほか三筆 屋字向沼六百番二 埼玉県加須市根古	四番一ほか三筆 高野三千二百四十四番 埼玉県加須市栄字	三番ほか三筆 安字内柵見百三十三番 埼玉県加須市日出	ほか二筆 安字外柵見十四番 埼玉県加須市日出	十七番一ほか三筆 安字新道下三百二十七番 埼玉県加須市日出	五番ほか一筆 安字内柵見百四十五番 埼玉県加須市日出	一ほか七筆 安字外柵見十九番 埼玉県加須市日出	二 屋字向沼六百十番 埼玉県加須市根古	ほか二筆 安字上七百十七番 埼玉県加須市日出	一 屋字向沼六百十番 埼玉県加須市根古
五、二五一	二、四九七	一、二七二	二、六八三	三、二六七	三、九四一	一、一五八	八、八四七	二、九七五	七二四	

田口 治樹	高橋 雅一	関根 栄治	関口 弘幸	関口 恒夫	関口 晋司	鈴木 建一	杉本 明範	下山 房巳	嶋村 ツネ	嶋村 すみ子
埼玉県加須市栄八 百九十番地	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地三	埼玉県加須市根古 屋百五十番地	埼玉県加須市日出 安四百五十五番地 一	埼玉県加須市日出 安五百八十四番地 一	埼玉県加須市日出 安四百三十五番地	埼玉県春日部市米 島九百七十一番地	茨城県古河市鴻巣 千十二番地二	埼玉県加須市柳生 四十七番地	埼玉県加須市日出 安四百五番地六	埼玉県加須市日出 安七百四十三番地
埼玉県加須市栄字 鷹匠七百四番一ほ か三筆	埼玉県加須市駒場 字駒場二百二十四 番ほか十七筆	埼玉県加須市日出 安字新道下三百三 番一ほか七筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見八十一 番一ほか十九筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見七十八 番ほか十筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見十七番 ほか八筆	埼玉県加須市日出 安字上六百七十二 番一ほか九筆	埼玉県加須市栄字 高野三千百八十七 番ほか二筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千八百九 十四番	埼玉県加須市日出 安字外柵見五十五 番ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字上七百七番二 ほか八筆
五、七二七	一一、七八七	五、六九三	一九、六九九	一〇、〇三八	六、八二〇	七、〇三二	二、二五八	七五四	三、二六六	七、一七〇

遠井 和美	遠井 榮一	遠井 明	綱川 みつ江	綱川 敬蔵	綱川 晃	都築 克己	武澤 政雄	武澤 博	武澤 徳雄	竹内 信雄
埼玉県加須市日出 安三百九十六番地	埼玉県加須市日出 安二百三十四番地	埼玉県加須市日出 安二百四十四番地	埼玉県加須市日出 安八百三十八番地	埼玉県加須市日出 安四百十八番地	埼玉県加須市日出 安二百五十一番地	埼玉県加須市下種 足四百八十三番地 二	埼玉県加須市栄千 七百五十九番地	埼玉県加須市栄二 千八十六番地	埼玉県加須市栄二 千五百七十九番地 一	埼玉県加須市日出 安三百四十二番地 一
埼玉県加須市日出 安字外柵見二番ほ か九筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見三番ほ か三十九筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見九番ほ か十三筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見二十一 番一ほか六十八筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見六十二 番一ほか十二筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見四十八 番一ほか二十三筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見四十九 番一ほか十三筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千六百九 十一番	埼玉県加須市栄字 高野三千二百十番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 神出二千五百四十 一番一ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見一番ほ か二十一筆
一一、九四七	三三、〇六五	九、九一七	五四、六六三	一四、八九八	一六、三七三	一一、九九七	一、〇〇五	一、七二〇	三、八一一	一六、七三〇

平井 勲	萩原 浩	萩原 一夫	野本 和男	長濱 一郎	中野 満壽男	中野 一成	戸田 祐司	遠井 芳枝	遠井 光行	遠井 勝
一 千二百七十四番地 埼玉県加須市栄二	千四百八十八番地 埼玉県加須市栄二	千五百八十二番地 埼玉県加須市栄二	九百六番地 埼玉県加須市正能	八 屋六百五十六番地 埼玉県加須市根古	千二百九十一番地 埼玉県加須市栄二	八百七十九番地 埼玉県加須市栄千	地八 安千二百八十一番 埼玉県加須市日出	安二百七十二番地 埼玉県加須市日出	安二百十八番地 埼玉県加須市日出	安三百九十三番地 埼玉県加須市日出
十五番ほか三筆 埼玉県加須市栄字 北高野三千八百四	一ほか二十一筆 埼玉県加須市駒場 字三軒五百十五番	番ほか一筆 埼玉県加須市栄字 神出二千六百十一	番ほか二筆 埼玉県加須市日出 安字上六百七十六	八番ほか二筆 埼玉県加須市根古 屋字向沼五百九十	番二 埼玉県加須市栄字 北高野三千七百六	一番一ほか一筆 埼玉県加須市栄字 高野三千三百三十	番ほか九筆 埼玉県加須市日出 安字上六百八十三	番一ほか九筆 埼玉県加須市日出 安字外柵見六十五	番ほか十四筆 埼玉県加須市日出 安字内柵見百四十	番ほか十六筆 埼玉県加須市日出 安字外柵見三十七
五、九九九	二五、五一五	三、〇九一	二、九四九	一、七六八	一、七九六	二、六四三	五、三一六	一〇、一七五	一一、八二八	一五、二一一

山口 茂男	山口 兼義	矢部 広明	茂木 親司	水野 則男	松橋 昇	松岡 正一	町田 良一	町田 和夫	藤沼 治	平澤 康一
埼玉県加須市日出 安四百四十三番地	埼玉県加須市日出 安千六番地	埼玉県加須市東栄 二丁目十一番四十 号	埼玉県加須市上高 柳八百十五番地	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市向古 河三百四十三番地	埼玉県久喜市北中 曾根千三百八十六 番地	埼玉県加須市上高 柳八百三十八番地	埼玉県加須市上高 柳七百四十五番地	埼玉県加須市日出 安七百四十五番地	埼玉県加須市日出 安七百七十二番地
埼玉県加須市日出 安字外柵見七十四 番ほか九筆	埼玉県加須市日出 安字新道下三百二 十五番一ほか七筆	埼玉県加須市日出 安字新道上五百九 十三番ほか九筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百二十 三番ほか四筆	埼玉県加須市駒場 字駒場六十番ほか 二十一筆	埼玉県加須市栄字 神出二千五百六十 番ほか二筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百二十 四番一ほか四筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百二十 一番	埼玉県加須市日出 安字新道上六百三 十九番一ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字新道上六百六 十一番ほか十七筆	埼玉県加須市日出 安字上六百七十三 番三ほか一筆
八、三一九	七、九七〇	七、二六八	四、二六二	二一、三五〇	三、五四八	四、九八二	九九七	八七八	一五、一九四	三四二

園 合同会社黒澤農	二松 正憲	農事組合法人ら んざん営農	山中 哲大	山崎 繁雄	山口 芳男
地二 野町三山四百一番	ル三百一 番地二ラ・ルミエ 町月の輪三丁目八	七番地五 崎玉県比企郡嵐山 町大字広野百七十	二千十七番地 崎玉県加須市大越	四百六十四番地 崎玉県加須市駒場	安八百五十三番地 崎玉県加須市日出
筆七十四番一ほか一	筆一ほか三百七十七 ノ尻四百三十四番	番場二千九百二十九 崎玉県比企郡嵐山 町大字鎌形字野戦	六筆 崎玉県加須市大越 字西正傳木千三百三 十六番一ほか三十	番五ほか九筆 崎玉県加須市駒場 字堤外四百三十四	番ほか三十筆 崎玉県加須市日出 安字外柵見九十一
一、六八八	二七一、四三七	二、九二〇	七四、四八六	七、一九七	三二、五二九

二 認可年月日

平成二十九年一月二十日

告示

埼玉県告示第百五十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在地	面積（平方メートル）
新井 初男	埼玉県秩父市吉田石間二千九百三十四番地	埼玉県秩父市下吉田字兔田九千六百四十六番ほか二筆	六、九四〇
黒澤 眞一	埼玉県秩父市下吉田四百四十一番地	埼玉県秩父市下吉田字小暮九千五百七十九番	七三九
坂本 純友	埼玉県秩父市下吉田二千九百八十五番地二	埼玉県秩父市下吉田字兔田九千五百九十九番	一、五八六
高野 三好	埼玉県秩父市下吉田四千六百十八番地	埼玉県秩父市下吉田字小暮九千五百七十番ほか五筆	九、二〇六
丸山 健二	埼玉県秩父市下吉田三千七十一番地	埼玉県秩父市下吉田字兔田九千六百五番ほか一筆	一、五九七
壬生 昭征	埼玉県秩父市下吉田三千三百八十六番地	埼玉県秩父市下吉田字小暮九千五百十四番ほか一筆	二、〇八六

大塚 喜一	大島 芳雄	大川 宣久	江川 芳夫	井上 弘幸	五十嵐 和敏	荒卷 昭雄	網野 一郎	浅野 正二郎	青木 高	有限会社モリシ ゲ物産
埼玉県加須市戸室 五百九十七番地	埼玉県加須市戸室 千二百十六番地	埼玉県北本市朝日 一丁目五十五番地	埼玉県加須市芋荃 三百五十五番地	埼玉県加須市鴻荃 七百十九番地	埼玉県加須市戸室 千四十四番地二一	埼玉県加須市戸室 千二十六番地	埼玉県加須市戸室 千八百八十三番地	埼玉県さいたま市 中央区円阿弥四丁 目十番二十六号	埼玉県加須市鴻荃 千四百九十八番地 一	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町二丁 目百八十二番地の 二
埼玉県加須市戸室 字四番三百七十六 番ほか三十三筆	埼玉県加須市戸室 字十一番八百七十 八番一ほか二筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百七十四 番ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十五番一ほか一筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百三 十六番ほか六筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百六十番 ほか三十四筆	埼玉県加須市戸室 字五番五百五十八 番一ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字十二番千二百番 一	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十四番一	埼玉県加須市戸室 字十一番八百八十 六番一	埼玉県秩父市下吉 田字小暮九千五百 五十七番ほか六筆
三二、 四二五	二、 九五四	四、 六五四	二、 五三四	六、 三四四	二二、 二一〇	九、 一二五	一、 〇三四	一、 〇七八	四九九	八、 五七八

奥貫 清己	奥木 敏夫	岡部 武次	岡部 栄	岡部 榮一	岡田 辰夫	岡田 節子	大塚 泉一	大塚 國夫	大塚 達次	大塚 安治
埼玉県加須市栄三 百六十五番地	埼玉県加須市戸室 百五十五番地	埼玉県加須市戸室 千三十七番地一	埼玉県加須市戸室 千百七十八番地	埼玉県加須市戸室 千百六十四番地	埼玉県加須市中ノ 目二百六十七番地	埼玉県加須市中ノ 目六百四十番地一	埼玉県加須市戸室 千九十九番地一	埼玉県加須市戸室 千七十一番地	埼玉県加須市戸室 千百四十八番地二一	埼玉県加須市戸室 二百二十二番地
一 埼玉県加須市栄字 樋堀南百八十七番	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十九 番一ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字五番五百四十番 一ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百四十一 番ほか四筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百六十番 一ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十五 番ほか十三筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十七 番三	埼玉県加須市戸室 字四番三百九十番 ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字五番四百六十三 番一ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字四番四百九番一 ほか五筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百九十四 番
五六五	六、〇一六	六、一三四	四、五三七	二、五五六	一、二、二五四	四九〇	四、一三〇	三、八九一	五、七七一	一、一五七

齋藤 辰正	近藤 一則	小山 敏夫	栗原 光夫	川崎 保夫	川崎 光男	株式会社たがや 農産	金子 武夫	金子 高夫	加藤 浩行	折原 登
埼玉県加須市戸室 千二百五十四番地	埼玉県加須市栄八 百二十一番地	埼玉県加須市芋荃 九百二十四番地	埼玉県加須市上種 足六百七十八番地	埼玉県加須市戸室 千六百九十九番地口 号	埼玉県加須市戸室 千二百六十六番地	埼玉県加須市道地 千四百七十三番地 一	埼玉県加須市戸室 千八十番地	埼玉県加須市戸室 千百四十二番地一	埼玉県加須市戸室 千八十四番地五	埼玉県加須市鴻荃 六百五十四番地
埼玉県加須市戸室 字十一番八百七番 一ほか十一筆	埼玉県加須市栄字 又根五百十番一ほ か一筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百六 十五番	埼玉県加須市上種 足字三番二百九十 七番一ほか十五筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百三十五 番ほか二筆	埼玉県加須市戸室 字十番九百四十七 番一ほか六筆	埼玉県加須市内田 ヶ谷字中郷六百七 十一番ほか二筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百八十六 番一ほか十五筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百九十六 番一ほか八筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十八 番一ほか十一筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百十 四番ほか一筆
一〇、六九五	一、一一六	九八〇	一二、二四七	三、〇一八	五、三六二	一、〇三五	七、九六九	五、九九七	一〇、五三四	二、五八八

萩原 直市	根岸 佐吉	戸田 昭夫	都築 克己	関根 栄治	関口 修二	関口 欣司	島村 辰夫	篠原 守一	真田 時夫	佐藤 公治
埼玉県加須市戸室 千八十七番地	埼玉県加須市日出 安千二百九十九番 地一	埼玉県加須市戸室 千二百七十三番地	埼玉県加須市下種 足四百八十三番地 二	埼玉県加須市根古 屋百五十番地	埼玉県加須市鴻荃 六百九十七番地	埼玉県加須市鴻荃 六百八十九番地二	埼玉県加須市戸室 千十番地一	埼玉県加須市戸室 二百五十番地	埼玉県加須市戸室 千二百二番地一	埼玉県加須市下崎 千九百五十一番地 一
埼玉県加須市戸室 字四番四百二十六 番ほか十一筆	埼玉県加須市日出 安字上七百十番ほ か二筆	埼玉県加須市戸室 字十一番八百三十 二番一ほか十一筆	埼玉県加須市戸室 字七番五百九十二 番ほか四筆	埼玉県加須市牛重 字下裏九百三十一 番ほか一筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十番	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十二番	埼玉県加須市戸室 字十一番八百十五 番二	埼玉県加須市戸室 字四番三百七十三 番ほか八筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百十 六番	埼玉県加須市戸室 字四番四百三十四 番一
五、 六〇〇	二、 九〇六	一、 七〇〇	四、 九七一	二、 〇三〇	一、 二〇四	八 四六	三 三二	六、 九四五	五 九〇	九 九三

矢島 恒男	森戸 政治	宮崎 芳夫	峯岸 房雄	松永 泰司	松永 訓一	深町 健二	長谷部 敬治	長谷川 享夫	橋本 恒義	橋本 早苗
埼玉県加須市戸室 千百九十番地	埼玉県加須市飯積 千七百七十九番地	埼玉県加須市鴻荃 千四百七十六番地	埼玉県加須市戸室 千二百七十九番地	埼玉県加須市中ノ 目五百七十六番地	埼玉県加須市戸室 二百二十番地	埼玉県加須市鴻荃 千四百七十番地	埼玉県加須市芋荃 三百三十九番地一	埼玉県加須市戸室 千三十一番地	埼玉県加須市戸室 千二百十五番地二一	埼玉県加須市戸室 千二百四十九番地
埼玉県加須市戸室 字七番六百二十四 番一ほか二十二筆	埼玉県加須市栄字 神出二千五百六十 八番ほか一筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十八番一	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十七 番一ほか十一筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百四十二 番	埼玉県加須市戸室 字四番三百四十一 番	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百六 十七番一	埼玉県加須市戸室 字十二番千三百七 十五番	埼玉県加須市戸室 字五番五百二十番 一ほか十筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十四 番ほか三十七筆	埼玉県加須市戸室 字五番五百五十番 一ほか八十五筆
一四、七〇一	一、九九五	三八一	九、六五四	九〇八	七二二	四七一	一、五二二	九、六八四	三九、三三八	六〇、五四三

和田 晴夫	渡邊 弘	和代 守明	若山 和一	若山 幸夫	若山 直吉	若山 新一	若山 悦雄	若林 甚一	山下 廣克	矢部 勝二
埼玉県加須市西ノ 谷八十七番地	埼玉県加須市駒場 二十番地二	埼玉県加須市戸室 千九番地	埼玉県加須市戸室 千八百八番地	埼玉県加須市戸室 千七百七十四番地四	埼玉県加須市戸室 千二百五十五番地三	埼玉県加須市戸室 千二百二十七番地	埼玉県加須市戸室 千六十番地	埼玉県加須市下崎 五百五十七番地	埼玉県加須市戸室 千八十一番地	埼玉県加須市中ノ 目三百四十八番地
埼玉県加須市戸室 字四番四百三十二 番ほか一筆	埼玉県加須市駒場 字駒場十六番四ほ か四筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百十四番 一ほか八筆	埼玉県加須市戸室 字五番四百七十九 番ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字五番四百六十一 番ほか三十四筆	埼玉県加須市戸室 字十一番八百五十 番ほか十筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百五十九 番ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百五十六 番	埼玉県加須市戸室 字四番三百七十九 番ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字五番四百七十七 番	埼玉県加須市戸室 字五番四百七十七 番
二、二六八	三、七四三	五、三八八	三、九二八	三八、七八四	一〇、一八一	七、一〇六	九、四四七	一、〇〇〇	五、九一七	一、〇〇一

小倉 繁	榎本 善四郎	石渡 文夫	石渡 茂	浅子 實	赤沼 和典	三ツ木 宏之	小林 洋一	アサヒ農研株式 会社	アグリグリーン 株式会社	相上 友男
埼玉県越谷市千間 台東三丁目十八番 地一	埼玉県越谷市大字 三野宮千九百十二 番地	埼玉県越谷市大字 船渡千七百五十五 番地	埼玉県越谷市大字 船渡千七百六十番 地	埼玉県越谷市大字 船渡千九百四番地	埼玉県さいたま市 岩槻区大字野孫二 百五十七番地	埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地	埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地	埼玉県鴻巣市北根 千六百四十三番地	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 一番地一	埼玉県鴻巣市北根 百三十九番地
埼玉県越谷市大字 船渡字島添八百七 十二番一ほか二筆	埼玉県越谷市大字 大松字深石二百九 十四番一ほか二十 六筆	埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千三 百四番一ほか五筆	埼玉県越谷市大字 大松字深石二百五 十三番一ほか四筆	埼玉県越谷市大字 船渡字仕込千二十 五番一ほか四筆	埼玉県越谷市大字 船渡字仕込千三十 一番ほか二十二筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字中島七千四百七 番ほか一筆	埼玉県鴻巣市大芦 字土橋二百一番一 ほか百七筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百九十八 番ほか八筆	埼玉県鴻巣市新井 字本村二十八番ほ か二十七筆	埼玉県鴻巣市北根 字落合百二十六番 一ほか九筆
二、八六三	一七、四五一	五、二五七	四、七七五	二、七六一	一七、七五八	四、九三三	九九、七二八	二〇、五四四	二八、七一一	七、二〇四

山下 正夫	八木 富作	新坂 真之	中島 茂	須加 初男	白鳥 光雄	渋谷 勇	駒崎 孝	小早川 久夫	小島 一仁	神田 秀昭
埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見二千 百二十八番地	埼玉県越谷市大字 船渡千三百四十八 番地	埼玉県越谷市大字 恩間新田三百七十 九番地	埼玉県越谷市大字 小曾川二百七十五 番地	埼玉県越谷市大字 平方百七十六番地 二	埼玉県越谷市大字 弥十郎百六十七番 地	埼玉県越谷市大字 増森二千三百九十 五番地一	埼玉県春日部市銚 子口六百三十九番 地	埼玉県越谷市大字 平方千八十九番地	埼玉県春日部市増 田新田二百七十三 番地	埼玉県越谷市大字 船渡千七百二十七 番地
埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見十二 番ほか一筆	埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千百 六番ほか六筆	埼玉県越谷市大字 船渡字仕込八百七 十八番一ほか二十 五筆	埼玉県越谷市大字 船渡字島添八百五 十四番一ほか三十 八筆	埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千 百四十六番一ほか二 十八筆	埼玉県越谷市大字 船渡字島添八百七 十五番一ほか一筆	埼玉県越谷市大字 大松字深石三百二 十四番一ほか十九 筆	埼玉県越谷市大字 大松字小谷島三百 六十七番一ほか二 十八筆	埼玉県越谷市大字 大松字深石二百二 十一番一ほか三十 一筆	埼玉県越谷市大字 船渡字仕込九百五 十九番一ほか二十 八筆	埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千二 百八十二番一ほか 十筆
四、〇一五	二、七六二	一七、〇三九	一五、八七六	一八、八二六	二、七六三	一六、九八七	一八、一六四	一九、八六七	一八、七一六	五、五三二

木村 保	ひびきの農産株式会社	丸源アグリ株式会社	イオンアグリ創造株式会社
埼玉県本庄市児玉町入浅見九百十三番地一	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三百六十一番地一	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
埼玉県児玉郡美里町大字古郡字遠切七百十二番	埼玉県児玉郡美里町大字古郡字遠切七百十二番	埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字沖野山千四十九番一ほか二筆	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地字馬場六百十四番一ほか七十六筆
一、九五〇	一、九五〇	二、五一一	四一、二九七

二 申請年月日

平成二十九年一月十九日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十九年一月三十一日から平成二十九年二月十四日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字本郷字原中二四七番 五地先から同市大字本郷字原中 二一九番一地先まで		区 間
一四・〇〇〃 一四・二〇〇	一〇・四〇〃 一一・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一九・四〇〇		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

路線名	所沢青梅線
供用開始の区間	所沢市大字本郷字原中二四七番五地 先から同市大字本郷字原中二一九番一地 先まで
供用開始の期日	平成二十九年一月三十一日
備考	平成二十九年一月三十一日埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一九・四〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

第一〇二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年一 月三十一日	指定の年月日
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東一丁目十四ー七	指定に係る道路の位置
三十四・九五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・五	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年一月十七日

指令越建セ第二八〇〇一四一号

二 検査済証番号

平成二十九年一月二十五日

越建セ第三九八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字島千九百三番二、千九百四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千七百三十二番地三

藤田 拓也、藤田 梨絵

告 示

埼玉県公営企業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

- 1 調達案件名及び数量
28 大委第 2 - 2 号大久保浄水場監視制御システム点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県大久保浄水場総務部総務担当
埼玉県さいたま市桜区大字宿 618
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 28 年 12 月 9 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
メタウォーター株式会社さいたま営業所
埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目 38 番 1 号
- 5 契約金額
47,520,000 円（消費税額及び地方消費税額 3,520,000 円を含む）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県公営企業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

- 1 調達案件名及び数量
28 行委第 451 号行田浄水場監視制御システム点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県行田浄水場総務部総務担当
埼玉県行田市大字小針 1632 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 28 年 12 月 9 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東芝電機サービス株式会社北関東支店
埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目 114 番 1 号
- 5 契約金額
37,800,000 円（消費税額及び地方消費税額 2,800,000 円を含む）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県公営企業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

- 1 調達案件名及び数量
28 新委第 2 - 4 - 1 号新三郷浄水場監視制御システム点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当
埼玉県三郷市南蓮沼 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 28 年 12 月 16 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社正興電機製作所さいたま営業所
埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目 2 番 11 号
- 5 契約金額
29,700,000 円（消費税額及び地方消費税額 2,200,000 円を含む）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

告示

埼玉県病院事業告示第一号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月一日から施行する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表診療及び検査の項第五号の項中

厚生労働大臣が定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三第五十一号に掲げる内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術の料金	一回につき 一、〇九三、〇〇〇円
---	------------------

を

内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術の料金 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三十八号に掲げる術前のS I1内服投与、シスプラチン 静脈内投与及びトラスツズマ ブ静脈内投与の併用療法の料 金	一回につき 一、八一五、四八〇円 一回につき 二六、八三〇円
--	-----------------------------------

に改める。

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十五号（平成二十五年五月三十一日第
二千四百九十六号）中訂正

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の延長（単位メートル）

前から一

誤

〇・〇メートル～四・〇メートル

正

四十六・〇メートル

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の延長（単位メートル）

前から三

誤

六・〇メートル

正

二十七・二メートル

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の幅員（単位メートル）

前から一

誤

四十六・〇〇メートル

正

〇・〇メートル～四・五メートル

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の幅員（単位メートル）

前から二

誤

二十七・二メートル

正

六・〇メートル

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十六号（平成二十五年五月三十一日第
二千四百九十六号）中訂正

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の延長（単位メートル）

前から一

誤

六・〇メートル

正

十五・〇メートル

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の延長（単位メートル）

前から二

誤

四・〇メートルと五・〇メートル

正

十九・〇メートル

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の延長（単位メートル）

前から四

誤

六・〇メートル

正

八・二メートル

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の延長（単位メートル）

前から五

誤

六・〇メートル

正

二十・〇メートル

ページ 表中

二 指定に係る道路の幅員(単位メートル)

行
前から一

誤

十五・〇〇メートル

正

六・〇メートル

ページ 表中

二 指定に係る道路の幅員(単位メートル)

行
前から二

誤

十九・〇〇メートル

正

四・〇メートルと五・〇メートル

ページ 表中

二 指定に係る道路の幅員(単位メートル)

行
前から三

誤

八・二〇メートル

正

六・〇メートル

ページ 表中

二 指定に係る道路の幅員(単位メートル)

行
前から四

誤

二十・〇〇メートル

正

六・〇メートル

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十七号（平成二十五年五月三十一日第
二千四百九十六号）中訂正

ページ 表中 行

二 指定の変更に係る道路の延長（単位メートル） 前から一

誤

四・〇メートル

正

十四・二メートル

ページ 表中 行

二 指定の変更に係る道路の延長（単位メートル） 前から二

誤

六・〇メートル

正

十四・二メートル

ページ 表中 行

二 指定の変更に係る道路の延長（単位メートル） 前から三

誤

六・〇メートル

正

三十二・九メートル

ページ 表中 行

二 指定の変更に係る道路の延長（単位メートル） 前から四

誤

六・〇メートル

正

三十二・九メートル

ページ 表中

二 指定の変更に係る道路の延長（単位メートル）

行
前から五

誤

六・〇メートル

正

七・九メートル

ページ 表中

二 指定の変更に係る道路の延長（単位メートル）

行
前から六

誤

四・二メートル

正

九・〇メートル

ページ 表中

二 指定の変更に係る道路の幅員（単位メートル）

行
前から一

誤

十四・二〇メートル

正

四・〇メートル

ページ 表中

二 指定の変更に係る道路の幅員（単位メートル）

行
前から二

誤

十四・二〇メートル

正

六・〇メートル

ページ 表中

二 指定の変更に係る道路の幅員（単位メートル）

行
前から三

誤

三十二・九〇メートル

正

六・〇メートル

ページ 表中

二 指定の変更に係る道路の幅員(単位メートル)

行
前から四

誤

三十二・九〇メートル

正

六・〇メートル

ページ 表中

二 指定の変更に係る道路の幅員(単位メートル)

行
前から五

誤

七・九〇メートル

正

六・〇メートル

ページ 表中

二 指定の変更に係る道路の幅員(単位メートル)

行
前から六

誤

九・〇〇メートル

正

四・二メートル

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十号（平成二十五年十月四日第二千五百三十二号）中訂正

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の延長（単位メートル）

前から一

誤

四・〇メートル

正

六十一・〇メートル

ページ 表中

行

二 指定に係る道路の幅員（単位メートル）

前から一

誤

六十一・〇メートル

正

四・〇メートル

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十一号（平成二十五年十月四日第二千五百三十二号）中訂正

ページ 表中 行

二 指定の取消しに係る道路の延長（単位メートル） 前から一

誤

四・〇メートル

正

十二・三メートル

ページ 表中 行

二 指定の取消しに係る道路の幅員（単位メートル） 前から一

誤

十二・三〇メートル

正

四・〇メートル